

決 定 要 旨

被 審 人（住所） オーストラリア連邦

（名称） ブルー・スカイ・キャピタル・マネジメント・プロプライエタリー・リミテッド

上記被審人に対する平成27年度（判）第34号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官高橋良徳、審判官城處琢也、同君島直之から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

(1) 納付すべき課徴金の額 金744万円

(2) 課徴金の納付期限 平成28年7月25日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第14号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成28年5月23日

金 融 庁 長 官 森 信 親

(別紙 1)

1 課徴金に係る法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実

法第 178 条第 1 項第 14 号に該当

被審人は、オーストラリア連邦ニューサウスウェールズ州に本店を置く会社であり、英国領ケイマン諸島（以下「ケイマン」という。）籍のリミテッドパートナーシップであるブルー・スカイ・ワールド・エルピーのジェネラルパートナーとの間で締結したインベストメント・マネジメント契約、ケイマン籍のリミテッドパートナーシップであるブルー・スカイ・ジャパン・エルピーのジェネラルパートナーとの間で締結したインベストメント・マネジメント契約及びオーストラリア連邦籍のプロプライエタリー・リミテッド・カンパニーであるエムエイエイチ・キャピタル・プロプライエタリー・リミテッドとの間で締結したインベストメント・マネジメント契約に基づき、上記 3 つのファンドに出資された資産の運用権限を有していたものであるが、被審人の役職員である A において、被審人の業務に関し、東京証券取引所マザーズ市場に上場されている株式会社ミクシィの株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、別表記載のとおり、平成 26 年 6 月 17 日午後 1 時 17 分 3 秒から同日午後 2 時 54 分 16 秒までの間、東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号の株式会社東京証券取引所において、B 社、C 社、D 社、E 社、F 社、G 社、H 社、I 社、J 社、K 社、L 社及び M 社を介し、大量の成行売り注文を連続して発注して株価を引き下げたり、上値に約定させる意思のない大量の売り注文を発注するなどの方法により、同株式合計 16 万 6300 株を売り付ける一方、同株式合計 9 万 8300 株を買い付けるとともに、同株式合計 77 万 3300 株の売付けの委託及び同株式合計 1 万 8800 株の買付けの委託を行い、もって、自己以外の者の計算において、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買及びその委託をしたものである。

(別表)

(単位：円、株)									
年月日	時間 (hh:mm:ss～hh:mm:ss)	売付け等 委託数量	買付け等 委託数量	売付け等の価額			買付け等の価額		
					価格	数量		価格	数量
H26.6.17	13:17:03 ～ 14:54:16	773,300	18,800	6,440,000	16,100	400	15,990,000	15,990	1,000
				22,554,000	16,110	1,400	14,409,000	16,010	900
				33,852,000	16,120	2,100	6,412,000	16,030	400
				4,839,000	16,130	300	22,456,000	16,040	1,400
				27,455,000	16,150	1,700	16,050,000	16,050	1,000
				9,696,000	16,160	600	3,212,000	16,060	200
				11,319,000	16,170	700	6,456,000	16,140	400
				16,180,000	16,180	1,000	9,702,000	16,170	600
				1,619,000	16,190	100	3,236,000	16,180	200
				63,180,000	16,200	3,900	3,240,000	16,200	200
				34,041,000	16,210	2,100	12,968,000	16,210	800
				29,196,000	16,220	1,800	3,243,800	16,219	200
				21,099,000	16,230	1,300	25,952,000	16,220	1,600
				21,112,000	16,240	1,300	48,690,000	16,230	3,000
				125,125,000	16,250	7,700	51,968,000	16,240	3,200
				50,406,000	16,260	3,100	26,000,000	16,250	1,600
				24,405,000	16,270	1,500	26,016,000	16,260	1,600
				9,768,000	16,280	600	26,048,000	16,280	1,600
				27,693,000	16,290	1,700	8,145,000	16,290	500
				70,090,000	16,300	4,300	120,620,000	16,300	7,400
				57,085,000	16,310	3,500	42,406,000	16,310	2,600
				71,808,000	16,320	4,400	81,600,000	16,320	5,000
				93,081,000	16,330	5,700	34,293,000	16,330	2,100
				14,706,000	16,340	900	27,778,000	16,340	1,700
				3,270,000	16,350	200	88,290,000	16,350	5,400
				58,896,000	16,360	3,600	73,620,000	16,360	4,500
				3,274,000	16,370	200	8,185,000	16,370	500
				52,416,000	16,380	3,200	298,116,000	16,380	18,200
				6,556,000	16,390	400	16,390,000	16,390	1,000
				11,480,000	16,400	700	114,800,000	16,400	7,000
				132,921,000	16,410	8,100	75,486,000	16,410	4,600
				4,926,000	16,420	300	6,572,000	16,430	400
				31,217,000	16,430	1,900	1,644,000	16,440	100
				37,812,000	16,440	2,300	23,030,000	16,450	1,400
				21,385,000	16,450	1,300	4,938,000	16,460	300
				36,212,000	16,460	2,200	1,647,000	16,470	100
				18,117,000	16,470	1,100	11,536,000	16,480	700
				8,240,000	16,480	500	16,490,000	16,490	1,000
				6,596,000	16,490	400	6,608,000	16,520	400
				113,850,000	16,500	6,900	9,918,000	16,530	600
				33,020,000	16,510	2,000	1,655,000	16,550	100
				13,216,000	16,520	800	64,584,000	16,560	3,900
				29,754,000	16,530	1,800	102,734,000	16,570	6,200
				11,578,000	16,540	700	1,661,000	16,610	100
				34,755,000	16,550	2,100	21,606,000	16,620	1,300
				14,904,000	16,560	900	13,320,000	16,650	800
				3,314,000	16,570	200	8,340,000	16,680	500
				13,264,000	16,580	800			
				18,249,000	16,590	1,100			
				28,220,000	16,600	1,700			
				36,542,000	16,610	2,200			
				31,578,000	16,620	1,900			
				16,630,000	16,630	1,000			
				23,296,000	16,640	1,400			
				78,255,000	16,650	4,700			
				79,968,000	16,660	4,800			
				30,006,000	16,670	1,800			
				58,380,000	16,680	3,500			
				123,506,000	16,690	7,400			
				141,950,000	16,700	8,500			
				70,182,000	16,710	4,200			
				28,424,000	16,720	1,700			
				26,768,000	16,730	1,600			
				16,740,000	16,740	1,000			
				85,425,000	16,750	5,100			
				38,548,000	16,760	2,300			
				20,124,000	16,770	1,200			
				11,746,000	16,780	700			
				13,432,000	16,790	800			
				33,600,000	16,800	2,000			
				25,215,000	16,810	1,500			
				8,410,000	16,820	500			
				1,683,000	16,830	100			
				6,736,000	16,840	400			
				25,275,000	16,850	1,500			
				20,232,000	16,860	1,200			
				6,748,000	16,870	400			
				13,504,000	16,880	800			
				16,890,000	16,890	1,000			
				25,350,000	16,900	1,500			
				8,455,000	16,910	500			
				6,768,000	16,920	400			
				13,544,000	16,930	800			
				6,776,000	16,940	400			
合計		773,300	18,800	2,744,877,000		166,300	1,608,060,800		98,300

(別紙2)

2 法令の適用

法第174条の2第1項第2号ニ(1)、第159条第2項第1号、第176条第2項、金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第1条の16第1項第2号、第2項

3 課徴金の計算の基礎

(1) 当該違反行為に係る課徴金の額は、法第174条の2第1項第2号ニ(1)及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第1条の16第1項第2号、第2項の規定により

① 投資一任契約の相手方から違反者が当該投資一任契約に基づき委託を受けて運用を行う金銭その他の財産のうち、算定対象取引(注1)に係る利益又は損失が帰属するものの運用の対価の額に相当する額である、算定対象取引が行われた日の属する月について違反者に財産の運用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産(以下「運用報酬」という。)の価額(注2)の総額に、3を乗じて得た額を算出し

(注1) 算定対象取引とは、法第174条の2第1項第2号ニの違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等のうち違反行為に係る有価証券等に係るもののことを指す(金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第1条の16第1項第1号)。

(注2) 運用報酬の算定の基礎となる期間(以下「運用報酬算定期間」という。)が一月を超える場合にあっては、当該運用報酬算定期間の月数で除す方法、運用報酬算定期間に係る運用実績に基づいて運用報酬が算定されるときには当該算定対象取引が行われた日の属する月の運用実績に基づいて算出する方法その他の合理的な方法により算出することとなる(同条第2項かっこ書き)。

② 法第176条第2項の規定により、前記①の金額に一万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てることで算出される。

(2) 本件では、1の別表に掲げる事実につき

① 被審人に対し、平成26年6月分の運用の対価として、ブルー・スカイ・ワールド・エルピー、ブルー・スカイ・ジャパン・エルピー及びエムエイエイチ・キャピタル・プロプライエタリー・リミテッドから支払われるべき金銭を7,448,187円と算出し(注3)

(注3) 被審人が、平成26年6月分として受領すべき運用報酬である

24,488.13 米ドルに 3 を乗じた後、平成 26 年 6 月 30 日の米ドル・
円為替レートである 101.385 円／米ドルを乗じることで算出される。

- ② 一万円未満の端数 (8,187 円) を切り捨てた金額である
744 万円が課徴金の額となる。